

土地開発基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 105 号

土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

土地開発基金管理規則（昭和 44 年岩手県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(合議)</p> <p>第 5 条 県土整備部長は、第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により土地取得計画を決定し、又は変更しようとするときは、<u>総務部長に合議しなければならない。</u></p> <p>2 部局長は、基金財産を取得しようとするときは、<u>県土整備部長に合議しなければならない。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第 12 条 貸付けについては、第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 3 項中「基金財産の処分」とあるのは「貸付け」と、第 4 条第 2 項中「当該事務を分掌する課長等」とあるのは「借受者」と、「その所管又は分掌に属する基金財産の取得又は管理」とあるのは「貸付金の運用状況」と、<u>第 5 条第 1 項及び第 8 条中「土地取得計画」とあるのは「資金貸付計画」と、第 5 条第 2 項中「部局長」とあるのは「県土整備部長」と、「基金財産を取得しよう」とあるのは「貸付けを行おう」と、「県土整備部長」とあるのは「関係部局長」と、第 7 条中「部局長」とあるのは「借受者」と、同条及び第 8 条第 3 項中「県土整備部長」とあるのは「知事」と、第 7 条第 1 項中「土地需要計画書（様式第 1 号）」とあるのは「資金貸付申請書（様式第 5 号）及び資金需要計画書（様式第 5 号の 2）」と、同条第 2 項及び第 8 条第 1 項中「土地需要計画書」とあるのは「資金需要計画書」と、第 7 条第 2 項中「土地需要変更計画書（様式第 2 号）」とあるのは「資金貸付変更申請書（様式第 6 号）及び資金需要変更計画書（様式第 6 号の 2）」と、<u>第 8 条第 2 項中「土地需要変更計画書」とあるのは「資金需要変更計画書」と、同条第 3 項中「土地取得計画（変更）通知書（様式第 3 号）」とあるのは「資金貸付計画（変更）通知書（様式第 7 号）」と、「主管部局長」とあるのは「借受者」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>(合議)</p> <p>第 5 条 部局長は、基金財産を取得しようとするときは、<u>県土整備部長に合議しなければならない。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第 12 条 貸付けについては、第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 3 項中「基金財産の処分」とあるのは「貸付け」と、第 4 条第 2 項中「当該事務を分掌する課長等」とあるのは「借受者」と、「その所管又は分掌に属する基金財産の取得又は管理」とあるのは「貸付金の運用状況」と、<u>第 5 条中「部局長」とあるのは「県土整備部長」と、「基金財産を取得しよう」とあるのは「貸付けを行おう」と、「県土整備部長」とあるのは「関係部局長」と、第 7 条中「部局長」とあるのは「借受者」と、同条及び第 8 条第 3 項中「県土整備部長」とあるのは「知事」と、第 7 条第 1 項中「土地需要計画書（様式第 1 号）」とあるのは「資金貸付申請書（様式第 5 号）及び資金需要計画書（様式第 5 号の 2）」と、同条第 2 項及び第 8 条第 1 項中「土地需要計画書」とあるのは「資金需要計画書」と、第 7 条第 2 項中「土地需要変更計画書（様式第 2 号）」とあるのは「資金貸付変更申請書（様式第 6 号）及び資金需要変更計画書（様式第 6 号の 2）」と、<u>第 8 条中「土地取得計画」とあるのは「資金貸付計画」と、同条第 2 項中「土地需要変更計画書」とあるのは「資金需要変更計画書」と、同条第 3 項中「土地取得計画（変更）通知書（様式第 3 号）」とあるのは「資金貸付計画（変更）通知書（様式第 7 号）」と、「主管部局長」とあるのは「借受者」と読み替えるものとする。</u></u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。